

改正

平成18年6月27日条例第22号

平成19年10月1日条例第31号

平成29年3月29日条例第2号

名張市総合計画審議会条例

(設置)

**第1条** 市長の諮問に応じ、本市の総合的かつ基本的な計画に関する事項について調査及び審議するため、名張市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

**第2条** 審議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市の教育委員会委員
- (2) 市の農業委員会委員
- (3) 市の住民で募集に応じた者
- (4) 市内の公共的団体等の代表者
- (5) 知識経験を有する者
- (6) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第3条** 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第4条** 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

**第5条** 審議会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

**第6条** 審議会の庶務は、総合企画政策室において処理する。

(補則)

**第7条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の同意を得て会長が定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(名張市総合開発審議会条例の廃止)

2 名張市総合開発審議会条例（昭和44年条例第2号）は、廃止する。

附 則（平成18年6月27日条例第22号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年10月1日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月29日条例第2号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。